

会 議 録 目 次

令和 5 年第 5 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 5 年 8 月 7 日（月）午前 9 時 0 0 分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	報告第 7 号 損害賠償額の決定について・・・・・・・・	4
日 程 第 4	第 32 号議案 工事請負契約の締結について（町営西浜住宅 2 号棟 外部改修工事）・・・・・・・・	10
	（閉 会）・・・・・・・・	13

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of this line is a small, solid black circle.

7. 欠 席 議 員（１名）

14番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀   |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤     |
| 建 設 部     | 長 | 久 保 田 誠 司 |
| 建 設 部 次   | 長 | 門 前 誠 司   |
| 企 画 課     | 長 | 石 田 順 也   |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介   |
| 建 設 課     | 長 | 早 稲 田 誠   |
| 建 設 課 主 幹 |   | 矢 熊 健 治   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 主 査 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事 | 須 崎 亮 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- 日 程 第 3 報告第 7 号 損害賠償額の決定について
- 日 程 第 4 第 32 号議案 工事請負契約の締結について（町営西浜住宅 2 号棟外部  
改修工事）

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 5 回海田町議会臨時議会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長より説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承いただきたいと思います。なお、議場内が非常に暑くなっておりますので、体調管理の面から、上着の脱衣を許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、今年も梅雨が明け、暑い夏がやってまいりました。今年の梅雨は、全国的に記録的な豪雨をもたらし、日本各地で大きな被害をもたらしております。幸いにも海田町内においては大きな被害の報告は受けておりませんが、避難指示などが発令され、避難所の開設等も行われております。近年の豪雨には、全て、記録的であるとか過去最高であるとかの文字がついておりますが、これからの災害対応はこのことを念頭に置き、想定外をなくし、想定内の中で、準備をしていただくようお願いをしたいと思います。これから台風シーズンが始まるとともに、危険な暑さも本格化しています。住民の安心安全のため、様々な角度から対応していただくようお願いを申し上げます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）改めまして、皆さん、おはようございます。本日、令和 5 年第 5 回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会には、報告 1 件、契約認定 1 件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第 1 から日程第 4 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、9 番、下岡議員、10 番、宗像議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第２、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。

この際、議長より、議員及び執行部の皆さんにお願いをしたいと思います。発言される際には、的確で分かりやすく、マスクをされている方は、声が聞き取りやすいようマイクを立ててゆっくりと発言をしてください。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容の確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第３、報告第７号、損害賠償額の決定について。町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第７号、損害賠償額の決定について。町営南堀川町駐車場で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）報告第７号、損害賠償額の決定について御説明いたします。地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により御報告させていただきます。内容につきましては、資料１の概要で説明をさせていただきますが、議案書は１ページでございます。それでは資料１をお願いします。１の損害賠償の内容ですが、債権者は安芸郡海田町在住の５０歳代個人で、町営駐車場の利用契約者です。損害賠償額は１３万５,９６０円。過失割合は町１０割で、令和５年７月２５日に専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。２の事故概要でございます。下に、事故発生状況図をお示ししております。また、別紙として、事故発生場所の状況を添付しておりますので、御参照ください。令和５年６月１３日午後２時２０分頃、

町営南堀川町自動車駐車場内の橋脚に取付けられた電線用支持金物のボルトの腐食により支持金物が外れ、車道に向かって電線とともに垂れ下がりました。その際、支持金物が、橋脚下に駐車されていた債権者所有の軽自動車の天井部に接触し、相手方車両の天井部が損傷したものでございます。人的被害はございませんでした。今回の事故を受け、駐車場内の全ての電線用支持金物の点検を実施し、腐食したボルトの交換修繕を行いました。最後に、3の歳入・歳出の内訳でございます。債権者への損害賠償額と同額が、全国町村会の総合賠償補償保険により補填されております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。このね、今の施設そのものは、国か県かどうか知りませんが、ここの駐車場を借りるのに、海田町は、国・県とどのような契約をしておられるか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。以前ですね、国のほうで平成10年に設置したものを平成22年に町のほうが譲り受けて、それ以来、町のほうで管理をしているものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）何回も質問できんのじゃけ、の、そういうことを聞いとるんじゃないんよ。その譲り受けた内容がどういうふうになっちよるか、詳しく説明をお願いしちよらんよ。の。

○議長（桑原）崎本議員、マイクを立ててください。

○13番（崎本）意味分かる。駐車場を借りて、の、今、県がやっちゃったか国がやっちゃったか、それを譲り受けてやったんじゃが、その譲り受けたときの契約がどのようななっちよるかを説明してくれいうて言うちよるんじゃけ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。支持金物も含めてフェンスであったり、そういった占用物件について、当時、平成22年に国のほうから、金銭を支払いまして、それで譲与を受けたものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）内容をちゃんと聞いてやりなさいや。その譲与を受けた内容が、ね、も

しか事故が起きたときには、それを、全面的に海田町が受けるようになっちゃうか、それとも、事故が何か起きたときには、例えば、もっと重要な事故が起きたときには、国とのどういう対処をするように契約しちゃうか。例えば、殺人事件が起きたり何じゃかんじゃ起きたときは、そのときは、どのような対処ができるように、ちゃんとそういうこともきちっと書いてあるはずなんよ。そこらが、どうなっちゃうかっちゃうことを聞きよるんよ。もうこれで3回目じゃけんの。

○議長（桑原）報告できる範囲内で納得できる答弁してください。はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）あくまでも、これは占用物件でございます、町のほうにその権限が移っております。ということになりますと、その管理瑕疵というのは町のほうにございますので、これは、そういった譲渡契約に基づいて、町のほうで権限を取得しておりますので、町の責任になるということで、これについては、実際に事故が起きたときにですね、国のほうにも、確認をいたしているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。同様の質疑なんですけど、例えば、舗装が傷んだとか塗装がはげたとか、そういうことがあると思うんですが、そういうことについても、全て今からは町がやると。設備そのものは国の所有ですよ。なんですけど、管理とか修繕とかいうのは、とにかく町が今からはやるということによろしいんですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。あくまでも、町のほうでそういった施設の運営をしておって、そういった管理もしておりますので、その経費については町のほうで負担するということでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今回、車が対象だったんで良かったんですけど、もし、下を人が歩きよるときに落ちてきたりして、けがをされたりしたら大変ですので、この管理について、どの程度、例えば年に1回とか、半年に1回とか点検をされてたんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。日常的な管理というのは、フェンスであったり先ほどおっしゃってました舗装の部分であったり、そういった点検等はやっておりましたが、支持金物の部分についてはですね、これ、本当あってはならないことだと思いますけども、十分な点検ができていなかったというのが実情でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）いや、点検は、半年に1回か、1年に1回か、そこをちょっと聞いたんですけど。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。点検自体は毎月1回しておりますが、ただ、支持金物の分については、十分な点検ができていなかったということでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）説明を聞くと、不可抗力に半ば近いようなこの結果になって、100パーセント過失、相殺割合、となっておりますが、もともと、町がああ場所を貸与されて、そして、それを利用して駐車場になつとる。契約内容は、おおむね、大体貸与ですから、町が整備をしてやりなさいということなんです。上部が道路なんですね。劣化が早いし、今のこういう状況のもとで、起きやすい環境にある、点検をやったと言われるんだけど、そこだけでなくて、曾田もあるんですね。そこら辺はどうなつとるのか。もう一つは、類似した件をさっき言うたんですが、再発が起きないように、これを対策というんか、利用者にも早期徹底させにやいかんと思うんですが、これに対する連絡であるとか、あるいは情報交換ですね、これらはどうなつとるのか。利用する者が、上を見たら、ちょっと異常だというような状況があった場合は、貸与ですから、それを利用して、賃貸で契約をしておるんですね。町が全部責任を持たにやいけんようになるんで、その辺はどうなつとるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず1点目の曾田駐車場でございます。これは、そもそも支持金物がなくてですね、それ、電気を通すための電線をつなぐものなので、ポール式になってます、曾田駐車場のほうはですね。ですから、そういった支持金物が落下するとかそういうふうなことはございません。で、2点目の今後の再発防止なんです。まずは、先ほど申し上げましたが、点検ですね、これ、毎月1回これは徹底的にですね、やっていきたい。それと、その際に目視ということが中心になってくるんですが、ただ、目視にも限界がございますので、今後ですね、例えば、例えば、高所作業車などを使って、実際にどうなのかというのも検討しながら、適切な対応方法について検討してまいりたいというふうに考えております。で、実際の現場の場所はですね、シルバー人材センターのほうに、清掃であるとか、そういったちょっとした不具合等、それについては点検を

していただいております。これについては、詳細に日々変わったことがあったらすぐに御連絡いただくようになっておりますので、この辺は、ささいなことでも、ちょっとしたことでですね、見逃さないような形で情報をキャッチして適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今回は、空からの災害ですね。考えるのに、道路でない、仮に、舗装して駐車場にしておるわけですね。そうすると、グレーチングであるとか陥没であるとか、あるいは車止めの不備の問題でぶち当たるとか、そういうような問題が発生する可能性があるんですね。そのほうの対策はどうされとるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。さっき少し触れましたけども、シルバー人材センターの方にも管理の委託をしておりますので、そういった情報収集であったり、利用者の方々からの意見聴取といいますか、そういった情報収集、それと、やはり町のほうも主体となってそういった不備が起これないように徹底してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。同じ、高架下に、南堀川公園もあるんですけれども、同様の配線が見受けられたりとか、少し、ちょっと、老朽化しているところが見受けられたりするんですけれども、南堀川公園も併せて点検されたのかどうか1点と、もう一つは、この上部のところ、天井に当たるところは、駐車場も南堀川公園も2号線の下部になると思うんですけれども、ここ、ずっとこう見て歩くと、かなり老朽化していて、コンクリートが落ちそうなところもたくさん見受けられるんです。これも全部、海田町のほうが、管理すること、また、何か起こった場合には弁償するような感じになっているんでしょうか。2点お願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。まず1点目です。堀川公園のところもですね、今回の事故が起きた際に点検しております。それと2点目なんですが、橋脚といいますか、先ほど町のほうでの占用物件のですね、管理瑕疵、そういった管理の徹底というのは町のほうにそういった責務がございますが、そういった橋脚部分については、あくまでも国の財産ということになりますので、何か変化がありましたら、国のほうに、もちろん情報提供はいたしますが、責任の所在については、国のほうになります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今回のこの事故を受けて点検されているかと思うんですけども、それを、国のほうに一応報告して、対処を促すべきかなというふうに思いますが、それはされておりますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。これについては国のほうにすぐに報告して、二度とこのようなことがないようにということでですね、点検等徹底してまいるということで、国のほうとも共有しながら、今後は、そういうことがないように徹底してまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。これ、図面いただいてるんですが、メーターの位置がよく分かんないんですが、メーターの位置の関係によっては、この支持金具そのもの、中電の管轄になりませんか。だから、ちょっとこれ、メーターの位置が入ってないんで、どちらの管轄か理解しにくいんですが、最悪の場合は、これ、中電が持たなきゃならん部分が出てくるんじゃないんかと思うんですが、それについてどうなのかと、もう1点、支持金具がこんだけ腐るといっては、あれ、本体はメタルですよ、多分。コンクリートじゃなかったように僕ちょっと記憶しとるんですが、当然メタル本体にも、橋脚のメタル部分にもその影響が出とるんじゃないんかな。これが腐る、単純にボルトだけが腐るわけじゃないですから、躯体のほうも、溶接で付けられとんか、ボルトを付けるということはボルトが溶接されとるんか、それとも。それについて、どのようなことを考えておられるのか、お聞きします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず1点目の中電との関係ですが、指示金物に至るまでが中電ということで、それ以降が支持金物も含めてですね、中に入る部分が町ということ、これは実際現場でですね、中電とも確認して、それはそうであろうということでお互い確認いたしました。それと、本体のことなんですが、議員おっしゃるようになりますね、メタル約1.5センチですか、その内側にコンクリートというふうな構造になっているのは確認いたしております。ですから、そこに、ちょうど水が上から染み込んで、そういったボルトの腐食につながっているということを確認いたしているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ちょっと中電の問題については、本来はメーターまでが中電の仕事で、そっから先が個人の管轄になるような気がしてならないんですが、ちょっとそれは理解できないんですが、逆に、これ、また、このような問題が起こることを考えたら、先ほど曾田で説明されたように、電柱方式、支柱方式に変えて、要するに躯体もいじめない、橋脚そのものの躯体もいじめずに済むような方法を検討すべきではないんか、それともか、また、別の場所から引き込むことによって、もっと近いところがあると思うんで、それによって、もっと検討すべき案件だと思われるんですが、それについて、どのように考えておられますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。ただいま貴重な御意見いただきましたので、その御意見を参考に、今後どのような形が適切であるか検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。報告第7号については、これをもって終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第32号議案、工事請負契約の締結について。町営西浜住宅2号棟外部改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、工事請負契約の締結について。海田町西浜地内において施工する町営西浜住宅2号棟外部改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書2ページをお願いいたします。第32号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は町営西浜住宅2号棟等外部改修工事、工事場所は海田町西浜地内、請負金額は1億417万円、受注者は株式会社プランニング三誠、工期は、議決の日の翌日から令和6年3月29日まででございます。続きまして、資料2の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、建築一式工事で業者登録のあるABランクの業者を基本とし、

総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なCランクの町内業者を含む14者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した株式会社プランニング三誠を落札者と決定いたしました。なお、辞退者の辞退理由は、技術者の確保が困難なためや、手持ち工事が多く受注困難なためによるものでした。続きまして、工事内容について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）それでは、第32号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。資料3にしたがいまして、工事内容について御説明いたします。町営西浜住宅2号棟外部改修工事において、外壁塗装改修、屋根仕上げ改修、階段室やバルコニーの床防水改修等を行うものでございます。裏面をお願いいたします。工事概要について、立面図は記載のとおりでございます。その下の施設概要でございますが、建築年度は、昭和61年度、構造・規模は、鉄筋コンクリート造り・5階建て、管理戸数は30戸、延べ床面積は、2,137.65平方メートルでございます。工事内容についてでございますが、屋根はスレート撤去新設、外壁は劣化部調査・補修の上、可とう形改修塗材塗り、階段等の手すりはアルミ製に取り替えます。また、バルコニーや階段室の床は、ビニル床シートによる防水改修を施します。スケジュールでございますが、令和5年7月21日に入札を行っており、議会の御承認を得た後に本契約を締結いたしまして、住民説明会を経た上で工事に着手し、令和6年3月の完成を予定いたしております。なお、工事の具体的な手続については、今後速やかに業者と詳細を詰めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。まず3点ばかりお願いいたします。第1点目はね、この工事の入札方法について、わしがいつも言うておりますがね、やっぱり、最低制限価格を公表してやったらこんだけの差がつくまいと思いますが、まず第1点目はね、工事の、1,000万弱ちょっと差があるんじやが、この入札結果のパーセントよの、これを1点目、ちょっとお願いします。それから2点目はね、今、工事内容の説明がありました、屋根から皆替えて、手すりから皆替えて、今のあれでね、やっぱりこう、9,400万か何ぼ、このぐらいでできるかどうか。そこらをちょっと正確にね、ちょっと説明をお願いいたします。3点目は、工期につきましてじゃが、早くせにや、やってい

かないと、中に住んでおられる人があるんじゃないか、そういうのも、今後、十分な考慮をされて工事されるかどうか、そこら3点ほどお願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、1点目の落札率につきましては、88.3パーセントでございます。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。2点目、3点目につきましては、今回の工事に当たりましては、今現在の世の中の資材の価格であったり労務費の状況に応じて適切に積算したもののについて、この度、入札をいただいて落札候補者となっておりますところでございますので、工事内容を十分に把握した上で適切に工事をしていただけるものと考えております。3点目の工期につきましては、工事内容は、昨年度実施した1号棟の改修内容とほぼ同じとなっております。工期についてもほぼ同様となっておりますので、同じような工程管理の上で適切に工期内に工事が終わるように、工事管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、説明を聞きましたが、この2号棟の屋根、スレートでこんな状態になっていると。議長が議題外じゃ言われりゃいいんですけども、この1年前に、1号棟を造ってるんですね。で、これより、劣化が早く進んだり、あるいは状況が悪くなっておるのに、なぜ2号棟だけこんな状態になっている、その要因、原因。もっと1号棟が進んでいるのではないかなと思うんですが、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。1号棟について、昨年度させていただきました。で、2号棟については、今年度ということですね、その劣化の状況、それについては、1年間の差はございますが、それで大きくですね、例えば躯体であったり、そういうふうなものに影響がないという判断で、あくまでも長寿命化を図る、また同時に、そういった事業費の平準化を図るということで、計画的に進めているという中での対応でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 32 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 32 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、これで全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長(西田) 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方に慎重に御審議いただきまして、お疲れ様でございました。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長(桑原) 以上で、令和 5 年第 5 回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆様大変御苦労様でした。

午前 9 時 3 6 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 月 日

海 田 町 議 会 議 長

海 田 町 議 会 議 員

海 田 町 議 会 議 員